

## 東京都制度連携融資条件表（小口）

### 1.融資対象

次の（１）から（４）までを全て満たすもの

- （１）次に掲げる信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者であること
  - ア 常時使用する従業員の数が２０人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については５人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令第１条第１項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（イに掲げるものを除く。）
  - イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの
  - ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の３分の２以上が特定事業を行う者であるもの
  - エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が２０人以下のもの
  - オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が２０人以下のもの
  - カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が２０人以下のもの（上記アからオに掲げるものを除く。）
- （２）融資対象の基本要件を満たすこと。
- （３）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が２,０００万円以下であること。
- （４）市内に引き続き１年以上住所を有すること（法人は登記上の本店所在地）

東京都制度連携融資条件表（小口）

2.融資条件

		連携した支援を受ける場合				
資金用途	運転資金・設備資金					
融資限度額	700万円 ※運転資金のみの場合は500万円					
融資利率 (年率)		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	
	固定金利	1.9%	1.9%	1.9%	—	
	小口支援特例	—	—	—	—	
※運転資金の融資かつ、融資期間4年以内の場合のみ1.8% ※小口支援特例については連携しない						
返済方法	分割返済（元金据置期間は2カ月以内） ただし、融資期間が2カ月以内の場合は一括返済とすることができる。 ※設備資金（小口零細）か運転資金及び設備資金（小口零細）の制度のみ、6ヶ月以内。いつでも繰上償還をすることができる					
利子補給	1.0%					
本人負担率	0.9%（運転資金の融資かつ、融資期間4年以内のものは0.8%）					
融資期間	運転資金5年以内（据置期間2カ月以内） 設備資金7年以内（据置期間6カ月以内）					
保証料補助	全額（割り切れない端数は自己負担）					